

第1章 計画の基本的事項

1

計画改訂の背景

佐久市では、市民や事業者と行政が協働し、より良い環境を将来の世代へつないでいくため、本市の環境保全に関する基本的な考え方を示した「佐久市環境基本条例」を平成 17 年 4 月に施行しました。

平成 20 年 3 月には、同条例の基本理念の実現を目指して、「佐久市環境基本計画」を策定し、策定から 10 年となる平成 30 年 3 月には、計画に基づく施策の評価を行うとともに、本市を取り巻く環境の変化を踏まえて計画内容を見直し、「第二次佐久市環境基本計画」(以下「前計画」という。)として策定し、環境政策を推進してきました。

前計画策定から 5 年の間に、本市を取り巻く環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県などの政策は大きく変化しています。

世界では、平成 27 年にパリ協定で示された、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という目標達成に向けた動きが加速しており、国も 2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応に向けた新たな政策を打ち出しています。

本市においても、近年最高気温が頻繁に更新されていることや、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風のような気象災害が今後増加すると予想されていることなど、市民生活が脅かされていることから、令和 2 年 10 月に、「佐久市気候非常事態宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進することとしました。

さらに、食品ロスやプラスチックごみ対策を含む循環型社会の実現に向けた新たな法制度への対応や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への移行と社会的状況も大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「第二次佐久市環境基本計画」を改訂し、市民や事業者と行政の協働により、環境の保全等に関する取組を充実させ、推進していきます。

佐久市環境基本条例の基本理念（佐久市環境基本条例第 2 条）

■ 良好な環境の確保と将来への継承

環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

■ 持続可能な社会の構築と市民の積極的な取組

環境の保全等は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。

■ すべての事業活動や日常生活における地球環境保全への取組

地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

2

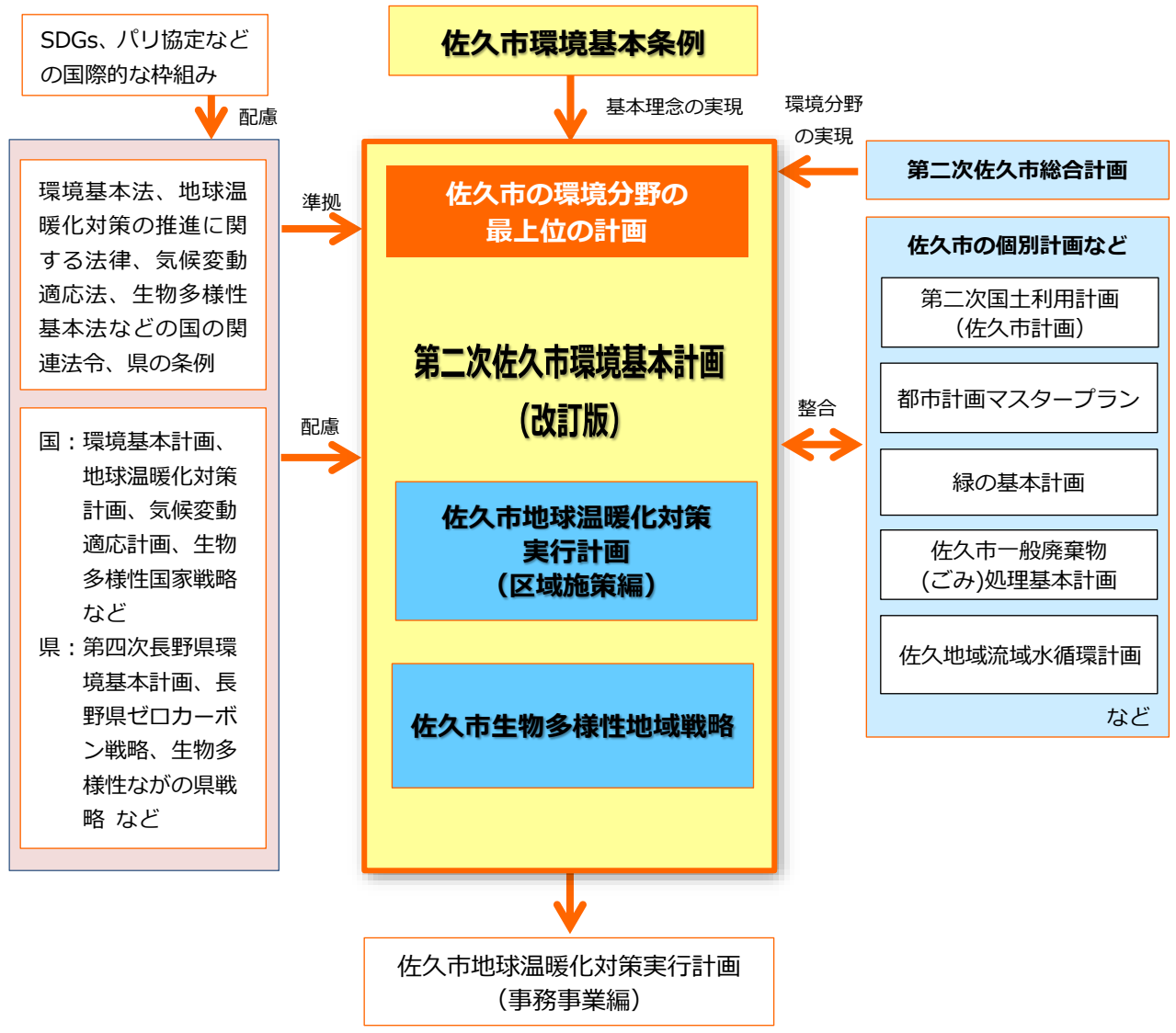
計画の目的と位置付け

本計画は、「佐久市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、また、本市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」に掲げる将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、環境行政の最も基礎となる計画です。

さらに、生物多様性基本法第13条に基づく「佐久市生物多様性地域戦略」、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「佐久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置付けます。

計画の推進に当たっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

第二次佐久市環境基本計画(改訂版)の位置付け



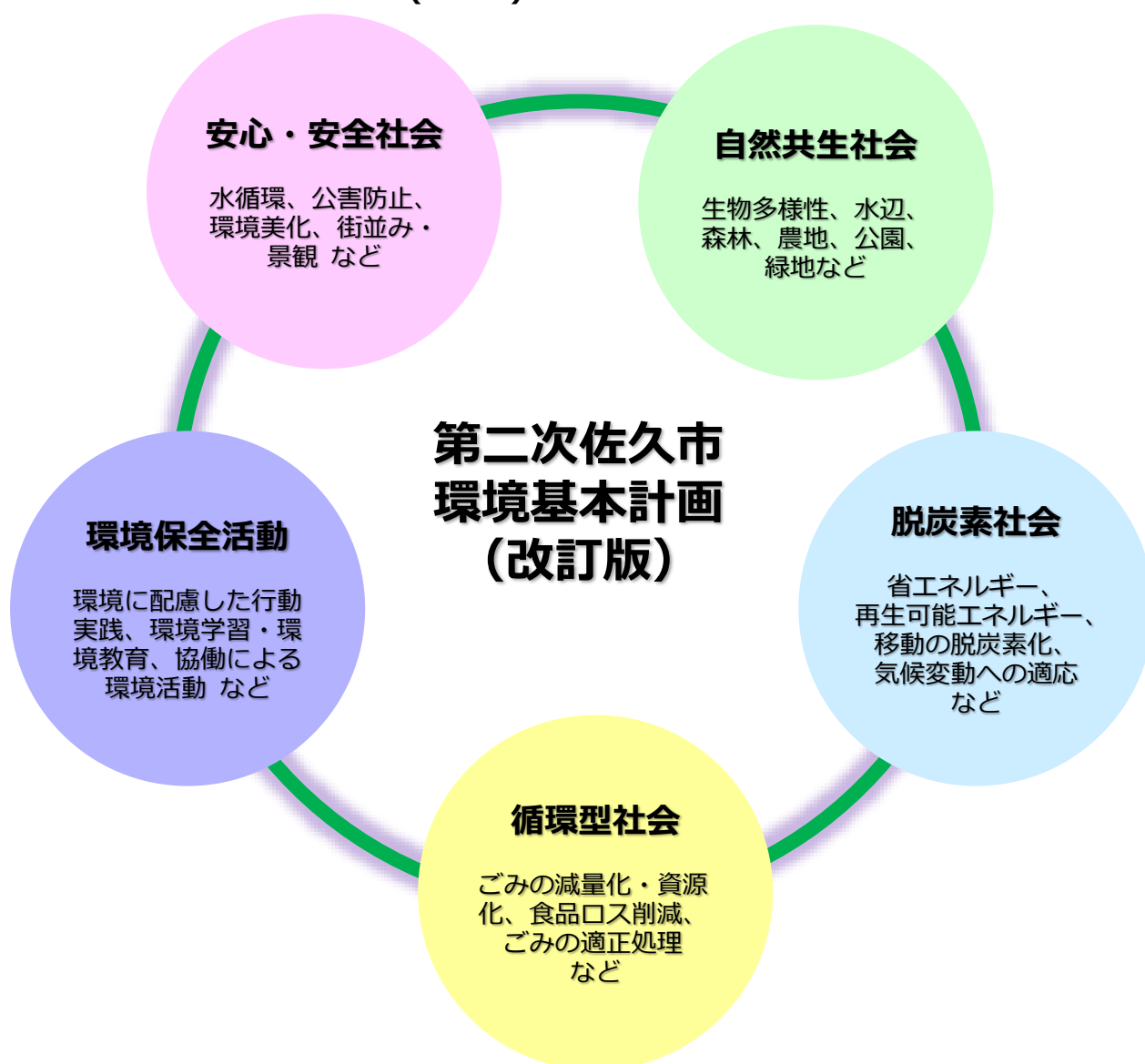
3

計画の対象分野

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

本計画が対象とする分野は、安心・安全社会^{※1}、自然共生社会^{※2}、脱炭素社会^{※3}、循環型社会^{※4}、環境保全活動の5分野とします。また、対象とする地域は佐久市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

第二次佐久市環境基本計画(改訂版)が対象とする分野



- ※1 安心・安全社会：人々が安心して暮らせるよう、安全が確保され、質の高い生活を営むことのできる社会
- ※2 自然共生社会：生物多様性が適切に保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、また、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会
- ※3 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量が「実質ゼロ」を目指す社会
- ※4 循環型社会：資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会

4 計画の期間

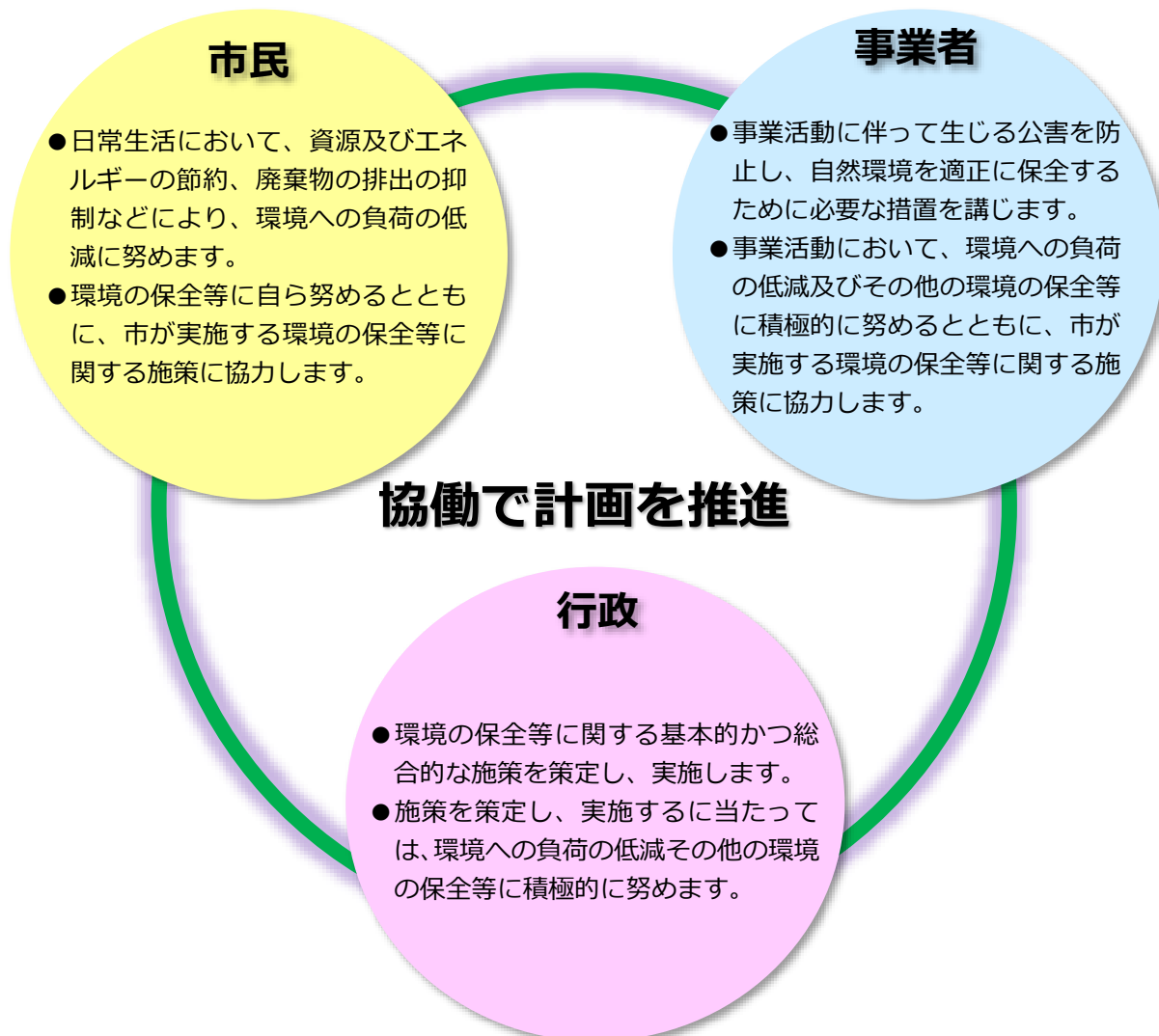
本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、本市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜対応するものとします。

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民・事業者・行政とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

計画の推進主体



6

計画の進行管理

計画を着実に推進し、市民・事業者・行政の協働による進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の進捗状況は、「佐久市環境白書（環境基本計画年次報告書）」としてまとめ、佐久市環境審議会に報告するとともに、必要に応じワークショップなどを開催することで、市民や事業者からの環境行政に対する意見把握に努めます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理

